実施艦
自衛艦五隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年五月二十五日（予備同月二十六日）の〇六〇〇から一七三〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦
自衛艦二隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年六月一日（予備、同月二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(エ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度四四分一二秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年六月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　自衛艦一隻
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年六月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
自衛艦四隻

○防衛省告示第九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年六月十四日（予備、同月十五日）の〇八〇〇から一六〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
自衛艦二隻

○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年六月十四日（予備、同月十五日）の〇八〇〇から一六〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦
自衛艦二隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十四日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　前　六二・七〇〜一〇三・六〇メートル　六一・〇〇〜八八・五〇キロメートル
後　〇・〇五六　〇・〇五六

太田市只上町三四七番一から同市只上町三四二番一まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所